

被保険者・被扶養者の皆様へ

大同特殊鋼健康保険組合

令和5年度

「健康保険 被扶養者資格確認調査」実施のご案内

日頃は大同特殊鋼健康保険組合の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびご案内する「被扶養者資格確認調査」は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知・指導により、毎年実施することとなっております。すでに被扶養者として認定されている方が引き続きその資格を満たしているかどうかを確認するもので、当健康保険組合の健全な運営のために必要不可欠な調査となりますので、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

この調査は大同健保ホームページ「すまいるケンポ」に昨年度導入した「MY HEALTH WEB」上の専用ページで、簡単にご回答いただけます(PC・スマートフォン・タブレット端末対応)。

なお、本調査につきましては「株式会社 法研」へ委託しており、当健康保険組合ではお問い合わせに対応しておりません。各種お問い合わせは「当健康保険組合専用 法研コールセンター」までお願いいたします。

「令和5年度 被扶養者資格確認調査」の概要

調査対象者

令和5年6月1日時点加入の被保険者(海外勤務者を含む)の
令和5年6月9日時点の被扶養者

令和5年12月1日までに後期高齢者(75歳)になる方および
令和5年6月1日時点の任意継続被保険者の世帯を除く。

調査開始

令和5年7月3日(月)14時30分 専用ページオープン!

回答期限

令和5年7月31日(月)23時59分 専用ページクローズ!

回答方法

被保険者の方の
専用ページから
のみ回答できます

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」
「MY HEALTH WEB」の専用ページから
設問に回答し、必要書類をアップロードする

詳しい手順はP3-5をご覧ください➡

資格確認調査の結果は
令和5年10月以降、
専用ページからいつでも
確認できますよ

P3を
見てね!

WEB回答の
事前準備はOKですか?
「MY HEALTH WEB」に
ログイン&
「セキュリティコード」の
発行をお忘れなく!
セキュリティコードの初回発行は郵送
のため、ゆとりをもって申請ください。

このリーフレットで
ご案内していること

- P2 調査の結果と被扶養者の要件
- P3 WEB回答の準備
- P4 専用ページから回答
- P5 必要書類を提出(アップロード)
- H4 こんなケース、誤解です!／お問い合わせ

大同特殊鋼健康保険組合

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」 <https://www.daidokenpo.jp>

個人情報の取り扱いにつきましては当健保組合の「個人情報保護」をご参照ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」に対し適切な管理および監査を行います。



すまいるケンポ



MY HEALTH WEB

調査の結果と被扶養者の要件

被扶養者はご自身の保険料を負担することなく給付や保健事業を受けられるため、被扶養者として認められるには親族関係(続柄)、収入、同居かどうかなど、一定の要件を満たす必要があります。

しかし、要件を満たして被扶養者となっても、時とともに状況が変化して要件を外れることがあるため、大同健保は定期的に確認を行い、本来負担しなくてもよい保険給付費などの費用の支出を防いでいます。

調査の結果、どうなるの?



- 期日までに回答がない場合* 令和5年10月1日付で削除
- 認定資格を満たしていない場合 令和5年12月1日付で削除
- 再調査依頼に対して提出がない場合 令和5年12月1日付で削除
- 就職等で、すでに新たな資格がある場合 資格取得日に削除

*参考：健康保険法施行規則第50条9項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」

	回答方法	対象となる被扶養者	確認事項
① 現況調査	WEB	全員	氏名・住所・国内居住・同居
② 収入調査		16歳以上全員 (配偶者以外は確認書類のアップロードあり)	収入・雇用保険
③ 夫婦共同扶養調査		(大同健保未加入の配偶者等)	配偶者の収入・ひとり親の現況

*1 昨年度まで「紙」による回答を選択した方や、父母・兄弟姉妹を被扶養者に行っている方も、今年度からWEB回答となります。

*2 ご回答内容を確認するため、オンライン資格確認システムから以下の情報を取得します。
・住民票同居別居情報 ・資格重複情報 ・令和4年中の収入情報 ・令和4年中の年金情報

被扶養者として認められるには?



被保険者から見て次の「親族の範囲」にあり、かつ収入・同居等の要件を満たすことが必要です。

- 親族の範囲 被保険者からみて直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、兄弟姉妹、3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子。
- 被扶養者の収入 ... 次の①②の両方を満たすこと。
 - ① 被扶養者の年間収入
60歳未満 130万円未満
60歳以上・障害年金受給者 ... 180万円未満
 - ② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)
被保険者と被扶養者が同居の場合 ... 被扶養者の年間収入が被保険者の1/2未満
被保険者と被扶養者が別居の場合 ... 被扶養者の年間収入が被保険者からの送金額未満

ここでいう年間収入とは、給与・年金・事業収入・雇用保険給付金、不動産収入・利子・配当金・雑収入その他継続性のあるすべての収入。

⚠ 被保険者の扶養を外す場合は、本調査と別に減員手続きが必要です。

他、認定要件の詳細は大同健保ホームページ「すまいるケンボ」からご確認ください。➡

